

一般社団法人日本内視鏡外科学会 委員会規則

第1条（目的）

- 1 この規則は、定款第64条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本内視鏡外科学会（以下「この法人」という。）の委員会の種類、組織及び運営等に関する通則を定めることを目的とする。
- 2 この規則が附則の定めるところに従い効力を発生する日に存在するこの法人の委員会（以下「既存委員会」という）は別表記載の通りとする。
- 3 この規則が効力を有することとなった日以降に設立される委員会についてもこの規則を適用するものとする。

第2条（委員会の設置）

- 1 理事長は理事会の承認を得てこの法人の会務を執行するために必要な委員会を設置することができる。
- 2 前号により委員会を設置する際、理事長は委員会の目的を指示し、かつ理事のうち1名を委員長（編集委員会にあつては「編集主幹」と称し、以下同様とする。）として指名するものとする。但し、理事の中に適任者がいない場合は、評議員の中から選ぶことができる。

第3条（委員会の編成）

- 1 前条に従い指名を受けた委員長は速やかに第4条によって委員を選任し、委員会を編成する。
- 2 委員長は委員会の編成にあたっては次の各号に定める事項を決定しなければならない。
 - (1) 委員会の目的
 - (2) 委員の員数
 - (3) 委員会の存続期間
 - (4) 副委員長、小委員会、分科会その他委員会の活動に関する機関の設置を決定したときはその人数及び編成の内容
 - (5) その他委員会の活動に必要な事項

第4条（委員の選任）

- 1 委員長は、委員会の任務に適した定款第5条に定める会員または学識経験者から、その承諾を得て委員を選任する。委員会の性格に応じた専門領域の意見が適切に反映しうるよう配慮しなければならない。
- 2 前項に定める専門領域とは概ね次に掲げる医療の分野をいう。
 - ①一般・消化器外科
 - ②呼吸器外科
 - ③内分泌外科
 - ④血管外科
 - ⑤心臓外科
 - ⑥小児外科
 - ⑦泌尿器科
 - ⑧産婦人科
 - ⑨整形外科
 - ⑩脳神経外科
 - ⑪形成外科
 - ⑫耳鼻咽喉科
 - ⑬その他医学界において専門分野として確立された科目
- 3 委員長は、医学界以外の専門家も委員に選任することができる（以下「外部委員」とい

う)。

- 4 委員長は他の委員会の委員の中から委員を選任することができるものとする。
- 5 以下に定める者は委員になることができない。
 - ①特別会員
 - ②名誉会員
 - ③国際名誉会員
 - ④監事
- 6 委員長は前条により委員会の編成を結了したときは速やかに理事長に報告しなければならない。委員会の存続中に前項の事項を変更した場合も同様とする。

第5条（任期）

- 1 委員長、副委員長及び委員の任期は、就任日の属する年度の開始日から2年間とする。但し第3条第2項第3号により、委員会の存続期間が2年より短いときはその存続期間の満了をもって委員の任期は終了する。
- 2 委員長、副委員長及び委員は、最長3期を上限として再任されることができる。ただし外部委員については再任の上限はないものとする。
- 3 前項の上限が、当該委員会の職務の特質に照らして不都合であると認められる場合には、委員長の発議に基づく理事会の決議によって、再任の限度を最長4期まで伸長することができる。
- 4 前項にもかかわらず、任務の継続が当該委員会にとって不可欠な状況にある等特段の事情がある場合には、委員長の発議に基づく理事会の決議によって、再任の限度を最長2期更に伸長することができる。

第6条（アドバイザー）

- 1 委員長は、必要に応じて、当該委員会の趣旨に精通する者の中から、アドバイザー若干名を委嘱することができる。
- 2 任期については、第5条第1項を準用する。但し、当該委員会の議決により再任されることができる。

第7条（委員長）

委員長は委員会を主宰し、委員会が開催する会議の議長となる。

第8条（副委員長）

- 1 委員長は必要に応じて委員の中から適当な人数の副委員長（編集委員会にあっては「編集副主幹」と称し、以下同様とする。）を指名することができる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代行する。

第9条（委員の補欠選任）

- 1 他の委員の補欠として選任されもしくは委員の増員として選任された委員の任期は、他の委員の任期と同時に満了する。

2 委員は、任期が満了しても、後任の委員が委嘱されるまでは、引き続きその職務を行う。

第10条（分科会等）

委員長は必要に応じ、委員会の議決を経て小委員会、分科会等の委員会内の機関を設置することができる。

第11条（委員会の招集）

委員会は、委員長が招集する。

第12条（議決権の制限）

議案について特別の利害関係のある委員は、委員会の議決に加わることができない。

第13条（議事の非公開）

- 1 委員会の議事は、別に定める場合を除き、委員以外には公開しない。但し、委員長は必要に応じ委員以外の者の出席を求めその意見を聴くことができる。
- 2 前項にもかかわらず、アドバイザーは、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 前項に定める他、この法人の会員は、委員長の許可を得たときは、委員会の議事を傍聴することができる。
- 4 委員会は、特に必要があると認めたとき、もしくはその性格上秘密を要する議事については、議事を非公開とすることができる。

第14条（委員会の開催および議決）

別に定めのある場合を除き、委員会を開催するには委員の過半数の出席を必要とし、決議については出席委員の過半数の賛成を得なければならない。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第15条（議事録）

委員会の議事については、別に定める場合を除き、議事録を作成し、委員長が署名押印する。

第16条（謝金・費用の支弁）

委員会の活動のうち、会議出席以外で著しく負担のかかる職務については、委員長の発議に基づく理事会の決議によって謝金・費用をこの法人が負担することができる。

第17条（守秘義務）

委員は、正当な理由のない限り、委員会の議事及び議決の内容を他に漏らしてはならない。委員の委嘱を解かれた後も、同様とする。

第18条（報告義務）

この規則により委員長、副委員長及び委員に選定もしくは選任された理事は定款第27条第3項に定める理事（業務執行理事）とし、同条第5項に定めるところに従って理事会に職務執行の状況を報告しなければならない。

附則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

変更履歴

平成 27 年 4 月 7 日

令和 2 年 12 月 1 日

令和 6 年 9 月 3 日

<別表>

一般社団法人日本内視鏡外科学会・各種委員会一覧表

	名称	任務	備考
1	編集委員会	1 この法人の会誌「日本内視鏡外科学会雑誌」を編集し発行すること 2 “Asian Journal of Endoscopic Surgery”をアジア内視鏡外科学会(Asian Society of Endoscopic Surgery)と協同して編集し発行すること 3 前各号のほか会誌に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
2	財務委員会	1 この法人の会計業務の執行及び財務の状況を管理すること 2 この法人の予算案・決算報告書案を作成し、理事会に報告すること 3 前各号のほか財務に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
3	保険委員会	1 国民健康保険その他各種保険の保険点数に関する事項について外科系学会社会保険委員会連合に対し、この法人の意見を述べ、又は申入ないし要請を行うこと 2 前号のほか保険点数に関する事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べること	
4	教育委員会	内視鏡外科にかかわる以下の教育事業等を行う 1 教育セミナーの開催 2 定期的開催される研究会等の公認 3 講演会、講習会の後援 4 上記第1号から第3号までの事項に係る参加証明書の発行 5 用語集の編纂、発刊、管理 6 前各号の事項のほかこの法人の会員の教育に関する事項について理事会の諮問に応じ、または理事会に意見を述べること	

	名 称	任 務	備 考
5	総務委員会	1 外部諸学会又は諸団体からの調査の依頼又は支援の要請に応ずること 2 会員の入退会、会費支払その他会員管理に関する事務を処理すること 3 他の委員会の任務に属せざる事項について理事長が指定した事項を処理すること 4 前各号のほか理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べること	
6	大上賞選考委員会	1 大上賞の受賞の受賞者を選考すること 2 前号のほか大上賞に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
7	技術認定制度委員会	1 この法人が行う技術認定制度を運営すること 2 前号のほか技術認定に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
8	倫理・渉外委員会	1 会員の規律の維持・向上のために必要な方策を企画立案すること 2 倫理規範の修正に関する検討を行なうこと 3 官公庁の要請に基づいて派遣する鑑定人の人選を行なうこと 4 前各号のほか倫理および渉外にわたる事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
9	第三者評価委員会	1 内視鏡を用いた手技から生ずる医療事故等に関する評価を外部機関等の要請に応じて当事者から独立して検討評価を行うこと 2 前号のほか医療事故等に関する評価に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	

	名 称	任 務	備 考
10	医工学連携委員会	1 医学分野と工学分野の連携をはかり、内視鏡器機の性能向上のための諸施策を企画立案すること 2 前号のほか医工学との連携に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
11	評議員選考委員会	1 名誉会員、特別会員、評議員の候補者の選考を行なうこと 2 前号のほか評議員の選考に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
12	国際委員会	1 海外の学会、その他の諸団体との交流・交際を図ること 2 国際名誉会員の推薦に関する基準を策定し、理事会に推薦に関する意見を述べること 3 前各号のほか国際交流に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
13	学術委員会	1 内視鏡外科分野に関する治療法に関しアンケート調査を通じて治療方法の実態を調査すること 2 前号のほか学術・研究に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
14	規約委員会	1 この法人の定款、規則、その他の規定および内容に修正・改廃を必要とする箇所があればこれについて検討すること 2 前号のほかこの法人の諸規定に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
15	伊藤賞選考委員会	1 伊藤賞の受賞者を選考すること 2 前号のほか伊藤賞に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	

	名 称	任 務	備 考
16	広報委員会	1 この法人の「日本内視鏡外科学会ニュースレター」を編集し発行すること 2 この法人のホームページを運営・管理すること 3 前各号のほか広報に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
17	ガイドライン委員会	1 定期的に内視鏡を用いた手技のための内視鏡手術ガイドラインを策定することおよびその修正・修正・改訂を行うこと 2 前号のほか内視鏡を用いた手技のためのガイドラインに関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
18	メディカル・チーム 検討委員会	1 コメディカル会員のための教育・訓練及び能力の増進をはかること 2 前号のほか医師に関連する職にある者の資質向上のための事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
19	将来構想委員会	1 この法人の発展のための将来構想を立案し実施すること 2 前号のほかこの法人の発展に関する事項について理事会の諮問に応じ又は理事会の意見を述べること	
20	Eラーニング 検討委員会	1 パーソナルコンピュータ（PC）、CD-ROM、DVD-ROM、デジタルテレビ、携帯端末等を利用した会員の教育に関する事項について検討すること 2 前号のほかeラーニングに関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること	
21	COI委員会	1 この法人における学術発表その他諸活動に伴って生じるCOI（利益相反）状況を適切に対処するため、COIマネジメントに関する基準等を策定すること 2 前号のほかCOIに関する事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べること	

	名 称	任 務	備 考
22	専門医制度検討委員会	1 国民の内視鏡外科への理解を深め、内視鏡外科が発展することを目的として、専門医制度を確立すること 2 前号のほか専門医制度に関する事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べること	
23	ロボット支援手術検討委員会	1. 安全なロボット支援手術の推進を図ること 2. ロボット支援手術に関するデータの収集・検討を行い、先進医療認定および保険収載を推進すること 3 前各号のほかロボット支援手術に関する事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べること	